

鉄砲水に襲われていたと知った。水位は瞬く間に上がり、あっという間に膝丈まで水に浸かってしまったので、急いで道路わきの山を登った。国道を進むことはできず、同行者とともに妙見山の山道を東山地区に向けて歩くことにした。途中、荷頃集落などの自分の担当地区を回り、要援護者の安否を確認した。すでに町内会や消防団、隣近所の住民により要援護者の安全が守られていることが分かったので、それぞれの集落区長にその後をお願いし、深夜 12 時半過ぎに自分の町内首沢集落に着いた。(K さんの住む集落は、最も旧山古志村寄りにあった。) 集落の人からは、よく戻ってきてくれたと大変喜ばれた。

23 日の夜は、余震がひどく、皆で集まって過ごすことにし、集落にある体育訓練施設の控室で雑魚寝をした。集落の人は、体一つ分の空間で寝ることになり、「本当に身動きできない状態で寝ました」と K さんは話していた。

その後、緊急入院の必要がある高齢者などはヘリコプターで搬送してもらい、他の住民は集落に残った。旭川の氾濫と妙見山の崩落で東山地区の出入り口である道路が完全に立たれている上、旧山古志村への道路も寸断され、東山地区は孤立状態が続いた。24 日頃から上空を飛び交うヘリコプターが見え、救援を求めたが、その時のヘリコプターは山古志方面へ向かっている様子で、東山地区へ近づくものはなかった。援助を待ち続けて 2 日間すごし、3 日目ようやく東山地区へも自衛隊の一隊がやってきた。自衛隊の人たちは大変頼もしかった。彼らに、「動く車に可能な限り大勢乗ってください。自衛隊が先導するので別の場所へ避難します」と言われ、3、4 台の車に便乗して移動を始めた。自衛隊の先導に従って進んだが、ところどころ道路が崩落しており、その場で砂利や板を強いて補強しながら、南体育館まで避難した。このとき、初めて市内の被害状況(塩谷地区では子どもを含む死傷者がでて、住民が道路を徒歩で進み中心地区まで避難してきたこと)を聞いた。今回の地震の大きさや被害が全く分からず、情報過疎の状態にあった。(聞き取り調査に同席した市の職員も、3 日目まではどうすることもできず、ただ避難するという状況だったという。)

南体育館での避難生活を 2 日送った後、3 日目に東山地区の集落は、全て小千谷総合体育館へ移動することになった。小千谷総合体育館は一時期 3 千人が避難した、中越地域最大規模の避難所である。避難先のスペースが少なく、1 つの集落が分散したところもあった。幸い、首沢地区の住民は一室にまとまって避難することができた。

医療団がすぐに救護所を設置し、診察、入院などの手配を行ったため、総合体育館で体調が悪くなっても対応してもらえるという安心感があったと K 氏は述べる。また K 氏によれば、障害を抱える人びととの避難生活も、日ごろからの付き合いがあり、大声を挙げた人がいたとしてもこの非常時だから仕方がないと納得する範囲のもので、おそらく当事者や家族たちは特段の不便もなく過ごしていただろうという返答であった(補足資料 A 参照)。K 氏の町内には身体障害を持つ人が 1 人いたというが、避難生活においてほかの人びととの間で特に配慮すべきという訳でもなく、高齢者たちと同じように過ごしていた。総合体育館での避難生活は互いの支えあいで保たれていたようである。

3) 避難生活における要援護者支援に関するニーズと課題

Kさんへの聞き取り調査より、次の3点が困難な事例として挙げられた。

① 住民の安否確認の困難さ

集落コミュニティがしっかり維持され、町内会の組織がまとまって運営されていることが多いとはいえ、避難所では各自、必要に応じて家族へ連絡したり、物を取りにいたりと出入りがあった。集落が複数の場所に分散して避難したところでは、町内会組織も会員への連絡・安否確認に大変苦労していた様子である。Kさんは「3日目に、総合体育館に 玄関にいれば寒くて、俺たちは運が良かったほうだな。(中略) 本当 2 階っていうか、(避難スペースには) 椅子しかないんだよね。(寝泊りする場所があるのはありがたかったけれども、) どこ行ったらいいか、玄関っていったって今度は寒いんだから(行き場所に困った)。

(集落の人が) 30 人もいる中で、あそこのばあちゃんどこいるか、て探して(その町内会長さんは大変そうだった)。」と話していた。

② 仮設トイレの利用しづらさ

中越地域最大の避難所となった小千谷総合体育館には、全国から仮設トイレが運ばれ、体育館脇の駐車場に設置された。屋内には確認されただけで3千人を越える避難者が生活している上、屋外の駐車場や周辺の空き地にも、近隣の住民が自主的に避難し、車中で寝泊りをしていた。屋内の水洗トイレと仮設トイレ、隣接するスーパーのトイレが利用可能だったが、特に仮設トイレはあつと言う間に汚物がたまり使用不可能になったと記録されている。

Kさんの話には、高齢者への支援で最も大変だったこととして、仮設トイレの不便さがあげられている。仮設トイレは高さが50cmあり、高齢者の利用には適さなかった。(市では高齢者・子どもには屋内のトイレを優先的に使ってもらうように指示を出していたと記録されているが、断水のため利用しにくくなっていたと推測される。補足資料B 参照)

「一番探したのはトイレだな。トイレは30基くらいあったかな。どこのトイレも並んでいるんですね。まとめて、ほいだからでも、今度は2、3人くらいならんで、最初はでも男は影ですればよいんだけど、女ショは大変だてよ。(夜に) ばあちゃんがトイレ行きたいって言っても、本当にもう頭と頭が見えないんだから。(明かりがなく、通路も確保できないほどの密集ぶりなので) どこ通っていけばいいんだか分からないんだから。(毛布の隙間に) 足入れて、(人にぶつかっていないことを足で探って) こうやって進んで、やっとこう出て行ったら、10人も20人も並んでいて。仮設のトイレは2段上がらなきゃだめでしょ。ばあちゃん(自分では登れないので) あげて、ここ(Kさんの腕に) 掴まってって、もう大変だった。」

小千谷市の資料には、小千谷総合体育館の避難可能なスペースは被災部分を除く半分程度で(メインアリーナ 1922 m²、サブアリーナ 840 m²、その他会議室など 3000 m²)、一人

あたりの使用面積はピーク時には1.0㎡だったと記されている。避難所屋内は通路を設置するまでは出入りも難しく、特にメインアリーナではプライバシー上の問題も発生するなど、混乱していたと思われる。

要援護者への支援を考えると、避難所となる場所には、平時より携帯用トイレか代替物を用意すること、高齢者・障害者・幼児が利用できるトイレの場所を周知し、通路をできるかぎり確保すること、仮設トイレにも要援護者用のものを開発することが必要である。

③代理である民生児童委員の身分証明

仮設住宅に入居した後、民生委員の立場でもっとも困難だったことは、移動困難な障害者や高齢者のために物資を取りに行くが、K氏の身分を保証する手立てがなく、盗難者と間違えられることであったという。腕章をつけるようになって、信頼を回復し、支援しやすくなったということから、身分証明となるものを身に付ける工夫があると良いことが分かった。

5) 要援護者リスト登録への躊躇

震災後、小千谷市は要援護者リストを手上げ方式で作成している。高齢者などは手を上げるが、精神障害者、知的障害者の家族には手を上げることには躊躇する例があるという。要援護者リスト作成には民生児童委員の方の声かけや顔の見える関係作りが大きな原動力になっていると、市の職員は話していた。精神障害者支援は民生児童委員に新しく加えられた役割で、今後、どのように対応していくか課題が残されている。

6) 民生児童委員の日常的な活動と、要援護者の非常時の安全確保について

民生児童委員の活動に長年携わってきたKさんは、「民生児童委員の仕事は声かけだ」と述べていた。「声かけ」とは、災害の有無に関わらず、独居世帯の高齢者や障害者、一般の住民に声をかけ、不安や困りごとがあればいつでも相談にいけるところとして、民生児童委員のKさんの存在を周知しておくことを意味している。Kさんは小学校への校外活動へ参加したり、独居高齢者と話すために頻繁に訪ねたり、高齢者が市街地へ出かけられるようにバス停までの送迎を買って出るといった活動を、積極的に行っていた。こうした日ごろの付き合いの蓄積を通じて、被災時には、歩行困難のある高齢者が一人で自宅を出て、自分の家までに助けを求めに歩いて来たと、Kさんは話した（補足資料A参照）。首沢集落も本家、分家といった血縁関係と関連する相互扶助のネットワークがあると推測されるが、その相互扶助ネットワークに加えて、平時の生活面での付き合いを通して構築された信頼感が、被災時の、要援護者がより安全を確保するための拠り所となっていた。

被災直後、外部からの援助を待つ間は、近隣にいるの人びとが避難生活を支える担い手となる。日ごろの声かけは、要援護者の生活上のニーズについてあらかじめ情報提供する機会になるとともに、要援護者自身が安心を得られる場所・人のもとへ、より早くたどり

着くけるという意味で、自助を促す役割も果たしていたと言えるだろう。

補足資料 A Kさんへの聞き取り調査の書き起こし

①普段の声かけが、非常時において安心を得る鍵となった 話

「町内4人ぐらいるんだけどね、老人世帯。一番、山古志寄りの（世帯では）、じいちゃんとはたまたま上の村にいたんで、ばあちゃん一人（だった）。俺の家から300メートルくらい離れているのかな。そのばあちゃんがね、もうたまたま電池（懐中電灯）で、まあ、いつもなんかあった時には電池とか、それとか、あのラジオとかはいつも枕元においておきなさいって、俺いつも言っているんだけど。ほれ電池持って、たまたま玄関の戸が開いたらしくて、裸足で300mくらいオラッチ（俺の家）まで歩いて来たんだてよ。で、本当にもう、あれにはびっくりしたけれども。

だいたい1週間に1回くらいは声かけをしまています。で、ま、いつもあれど、ま、挨拶を含めてだけれども、「元気だかね」。ま、声かけ運動だかね。それしかできないんですよ、民生委員なんて。（人の家に）入っていくことはできないんだから。うん、本当に。…実際、「風邪ひきでないかい（風邪ひいていないかい）」、「元気だかね」って。うん。で、そのばあちゃんも、いつも何かあったらいつでも声かけてくれ、飛んでいくからね（走って駆けつけるからね）って言っていたんだけど。バスに乗れない。2キロも歩いてかないと（停留所がなく、）バスに乗れないでしょ。だからほとんどあれ、2週間に1回、オレがほとんど送り迎えして行っていたんだけど。そのばあちゃんが家まで、考えらんねえ。（俺の家までにもう一軒）家があるんだけど、それを飛び越してオラッチまで来たんだから。本当に（びっくりした）。」

②知的障害を持つ人も他の住民も、避難所での集団生活を受け入れていた という話

「そうですね、そういう方たちは山だから知的障害があっても、（中略）街場と違ってなんかかっこつけなければならぬということも、そういうこともないからね。平気で話したりお付き合いしたりしているもんだから、避難所に入ってもたまには大きな声出すこともあるけれども、誠実な人ならね。たまにはそういうこともあるだろうと納得もしてくれるし、知っている人はみんな理解しているもんだから。今、そういう人も（復興）団地、アパートに入っているけれども、そういう点はあれだね、気にしないし、外には出していないね。」

補足資料 B 小千谷総合体育館館内トイレおよび仮設簡易トイレについて（小千谷市 提供資料）

簡易トイレの設置数：合計96基

10/25 6基、10/26 8基、10/30 40基、10/31 30基、期日未定 12基

館内トイレ：

元気な住民はスーパー、仮設トイレの利用を進め、高齢者、幼児などは近隣スーパーへ行くのが大変なことから、便器脇にタンクをおき、プールの水をバケツリレーで運び入れ、これをひしゃくで掬って下水とし、使用することが許可された。

- 10/29 下水道がつまり、使用禁止の指示が出される。市職員により下水道のくみ上げ作業が行われた。
- 10/30 高齢者、幼児については館内トイレの使用が認められた。
- 11/1 総合体育館への水道が復旧した。
- 11/2 館内のトイレが使用可能になった。

資料 7. 魚沼市大芋川地区の事例

本例は、集落の孤立とライフラインの途絶が生じ、避難勧告を受けて、高齢者、障害者とともに集落の全員が約40日間、一般避難所で過ごしたという事例である。

1) 大芋川地区の概要

大芋川地区は、北部を山古志（旧山古志村）に、南西部を道路が寸断され数日間外部との連絡が遮断された魚沼郡川口町に接する山間地にある。地区内には大芋川と小芋川の二つの河川が流れる。

大芋川地区は、坂を上った上部の地区を「上」、下った地区を「下」と大きく二つの区域に分別されている。集落の世帯数は、震災以前は14戸ほどあったが、震災後、7戸が同地区に戻った。地震に関係なく長岡市などに移った人もいたが、地震をきっかけにそれきり帰ってこない人が多い。

世帯数が少なく過疎化が進む集落であるため、震災時には一致団結し、高齢者・障害者への支援を含む強い共助が働いた。たとえば、集落の決まりごとを話し合いによって随時合議し、集落内の道路修復のための木材を公共物として提供すると決め、全員一致で協力することとして、翌春までかかると言われた道路の復旧作業を降雪前に終了させた。仮設入居時には不平等なく全集落が同時に入居、退去するなどした。

主な生業は稲作を中心とした農業である。また養鯉業もさかんであり、多くの家々には池が設けられている。震災時には農業用のため池から水が放流したり、田んぼが破壊されたり、多くの鯉が死んだり、土地や池、商品としての生き物への被害が甚大で、生活に不可欠な資本がことごとく破壊された。集落の人にとっても高い商品価値としての鯉に、「預かりもの」という意識も働き、それらの被害は家屋倒壊にも増して大きな心配事だったという。

2) 大芋川地区の被害と障害者

集落に通じる国道のトンネルの出入り口が半分崩落したため、一次孤立状態に陥った。水道、電気などのライフラインはすべて途絶し、完全復旧を果たしたのは翌年春となった。被災した1/23は、広神村が魚沼市に合併する直前だったため、公的体制がうまく機能しなかった。たとえば、集落全体が隣接する広神田中地区に避難所入りしても、役場の職員が安否確認にこなかったため、不安になり怒りを覚えた人が訴えにでた。

大芋川地区の半壊以上の家屋が83%と、ほぼすべての家屋がなんらかの被害を受けた。実際には自宅の破損がほとんどなかった家と、半壊の家と、大規模半壊、全壊と、大きく分かれたという。しかし、集落一つになって動かないと復旧も進まないため、ひとつまとまっていこうということを話し合い、復旧を徹底した。そして、11月初旬には、集落の資産を県や市、村に寄付するかたちで復旧を急ぐことを男性たちが話し合い、取り決めた。

「上」区には高齢で聴覚障害のある身体障害のある男性 G さんと、重度障害をもつ女性 C さん、精神障害をもつ男性 T さんがいた。身体障害を持つ二人は車椅子を使用していた。

3) 被災後の経緯

10/23：避難。2地区ごとに集合した後、集落センター駐車場で各自車に乗って一晩過ごす。

10/24：避難勧告発令。避難所「農村環境改善センター」（旧農林省管轄）へ移動。

地域全世帯が一つの部屋で集団生活を始める。

11月：仮設住宅設置場所について協議し、集落全員が大芋川地域に最も近い場所への移動を県と協議し、決議される。

12/9：足並みを揃え、集落全員で仮設入所。

4) 被災当時の状況

被災時は、集落密集地の背後にある山がそっくり芋川へ落ちてくるかというほどの揺れだったという。ちょうど夕飯時で、被調査者 R さんの住民の家では家族がそろっていたが、外へ避難したら近くの作業小屋の屋根が飛び上がって横に落ちており、ガスボンベは吹き飛び、ガラスは割れ、ひどいものだった。「上」区に住む R さんはどの家の玄関もめっちゃめで、勝手口の脇の戸を外して脱出したり、勝手口のどこかからやっと抜け出たりしたという。電気や水道は使えなかったが、プロパンガスのため風呂は問題なかったという世帯もあった。

23日当日の夜には、住民同士が声を掛け合い、障害者も健常者もなく集落センター前に集まった。第一になされたのは、隣近所への声掛けであった。一度目の揺れでたいていの住民は脱出し、「上」区の住民は集落センターまで避難し、「下」の住民は辻に集まり安否確認をした。「上」区と「下」区の集落の代表者が話し合っ、集落センターに全員集合すると決めた。「下」区では電信柱が落ちてさらに危険だったので、集落全員の約 30 名が一緒になって一晩過ごしたという。高齢で耳が不自由な男性と精神障害のある男性（G さん、T さんなど）は、寒いので比較的ゆったり座れるワゴン車の中で過ごしてもらい、ほかの者は軽トラックなどで夜を明かした。

一旦安否確認が終了すると、放置するには危ないと思われるガスの元栓などを男性たちが確認してまわった。またため池の水が流れ出しており、男性たちはため池のボルトを閉める作業などに追われた。

翌 24 日に役所から避難勧告が出たので、集落はまるごと、国道 245 線と只見線の間にある魚沼田中の「広神農村環境改善センター」に移ることになった。あてがわれた部屋の広さは一時避難所の 3、4 倍ほどで、そこで全員が寝食を共にした。

5) 集落内の人びとの、障害者への対応

・Gさん（身体・聴覚）の場合

聴覚障害があり車椅子生活をしている高齢の男性 G さんは、奥さんと二人暮らしであった。同集落の保健師によれば地震前から入退院を繰り返し、自宅と病院を行ったり来たりしていた。被災当日は、本家で民生委員の S さんは外出中だったため、何人かが G さんの自宅に行き避難所に連れてきた。高齢者の家にはたいてい農作業用の軽トラックしかなく長時間過ごすには苦痛であるため、G さんには本家で民生委員の家が所有するワゴン車に、別の精神障害のある男性 T さんと入ってもらい、翌朝まで車内に居てもらったという。

G さんは、女性たちが朝食として作ったおにぎりとお茶を皆と共に摂ってから、自宅が気になった様子で「うちに行く」と訴えた。周囲の者は、傾いている家屋を見れば諦めて戻るだろうと判断して連れて行った。自宅に戻った G さんは車椅子を降り、這いずって自宅に入ってしまった。男性たちは困惑したが、他の点検等の仕事もあったため、とりあえず 2、3 班に分かれ、各自宅のブレーカーを降ろしたり田んぼや道路の点検作業をして G さんを待つしかなかった。作業が一通り終わった頃、G さんの状態が変化したので、民生委員であり本家世帯主である S さんが救急車を依頼し、病院へ入院してもらった。病院では部屋がないと断られ続けたが、泊めてもらえるようお願い出て、翌日 24 日の夜半に G さんは入院した。S さんは、あのまま避難所生活が続けば、集団生活で雑魚寝となるなど苦労も多かっただろうという。

・Tさん（精神）の場合

精神障害のある T さんは、周囲の人が知るかぎり被災時から仮設住宅への入居に至るまで、パニック状態に陥ることはなかったという。T さんは、避難所のセンターや仮設住宅でも服薬後にさっと寝ていた様子で、寝られないことはなかったようだ(保健師)。家族である R さんの目からみても、普段 T さんは震災時に関しては一緒に隣にいたものの心配することはなかったという。

T さんは薬は 2 週間分をもらっていたため、しばらく切れる心配はなく問題なかったという。避難所では、R さんが外出の際には T さんは集落の高齢者たちと一緒にいた。普段、見知った人が共にいたからよかったのだろうと R さんは言う。

避難所では、だいたいいつも 4 人が日中の時間を共に過ごす。そこで、S さんは「おい T 君、お前今日は年寄りの人よく面倒みて世話してくれや」「俺出てくるから、ほれお昼食べる。カップラーメンでもなんでもあるから出して食べていいから」などと声をかけていた。本家と分家の間柄というだけでなく冬期学校での師弟関係も築いていた S さんは、T さんを子どもの頃からよく知っていたため、避難所では T さんの様子に変わりが見えると外出しようと声をかけるなど、なにかと T さんに気をつけていた。ごみの片付けやごみ袋の設置、食器の配膳等を頼んだときには、T さんは喜んでやってくれていたという。一方、温泉や紅葉に誘い、ドライブをしながら T さんに息抜きさせるなどしていた。

・ Cさん（重度身体）の場合

重度障害があり車椅子での生活を送っている女性 Cさんは、自宅で所有する車椅子専用車のバンで家族ごと移動した。当日夜と翌日 24日はトンネルがまだ通過可能であり、集落の人びとと協力し、なんとか通り抜けて避難所へ移った。SさんやRさんは、Cさんの様子をみていて、やはり車椅子の人が一番苦労したと想像している。

Cさん本人によれば、一番困ったのはトイレとお風呂だった。幸い、自分が利用できる障害者用トイレがどこにあるかを事前に知っていたため、そのトイレを避難所で借りていたが、風呂はどうにも見つからず親戚に頼んで事前に電話で連絡をとったのちそこを借りた。仮設住宅への入居までは使用可能な風呂が近隣になく、また公的施設の風呂も介助つきで利用できるかどうかわからなかったためである。毎日、洗濯や入浴、移送の手配について情報を役場職員たちからもらい、自分で先方に連絡するという方法で過ごしていたので、11月の仮設住宅入居後、まもなく過労が激化し、10日ほど入院した。

6) 事例から見出されたニーズと解決方法

・ Tさんの事例では、当集落の「マキ」という親族間での相互扶助システムが、被災時の人的支援に有効に働いた点が確認できる。Tさんの支援に大きくかかわったのは、先に出たように集落の本家でありかつ民生委員をし、冬期分校の教師でもあったSさんであった。また、冬期分校にて子どもの頃のTさんの面倒をみていたため、人が怖いと思うTさんの気質や、不安を募らせるTさんが落ち着きを取り戻す術を知っていた。こうしたTさんと集団間との距離感をさりげなくコントロールすることによって、Tさんは周囲の人がみても安定していたという状態を保つことができたのではないか。こうした事例をヒントに、親族による相互扶助が望めない他地域で、日頃の人間関係作りやコミュニティをどう構築するかについて、今後より掘り下げて検討する必要がある。

・ Cさんの例では、最も日常生活にとって不可欠な排泄と入浴の問題が、Cさんにとって利用不可能な状態に陥っていた問題があった。Cさんは車椅子生活であるとはいえ、両親との暮らしのなかで、車の運転をこなし、料理も行ない、福祉サービスをいっさい利用しないという自立した日々を送っていた。その福祉や行政ネットワークに依存しない自立性が震災時には裏目に出てしまい、避難所生活によって利用が困難となったトイレと風呂をどう確保するかに苦心した。その情報はいっさい行政からは知らされず、自身の経験によって把握していた遠方のトイレを利用し、風呂は血縁を頼ってその都度お願いをして利用した。このような情報格差に陥らないように、Cさんのような人にいざというときに利用できる施設を紹介できるシステムと情報ネットワークの構築が課題となる。



写真7 (左) 広神農村環境改善センター外観

写真8 (右) 広神農村環境改善センター内、大芋川集落の避難所となった部屋

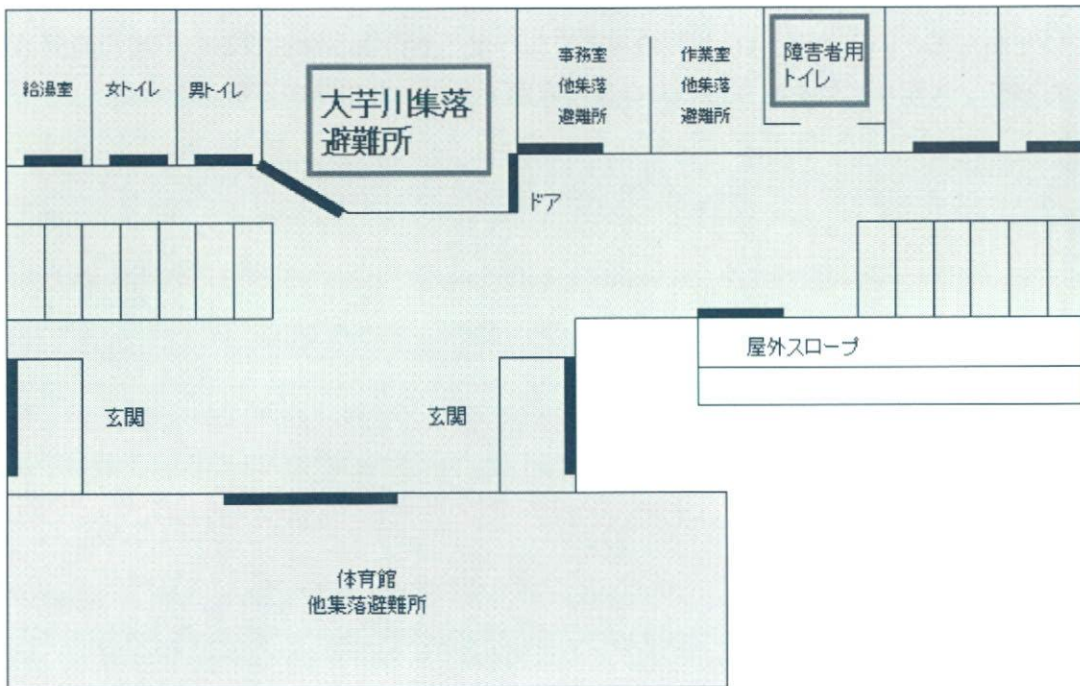


図 広神農村環境改善センター1階の見取り図 (報告者作成)

7) そのほか、エピソードに含まれるニーズのうち、以下の2つは今後も検討すべきものであるため、ここに記しておく。

区長のOさんは、プライバシーの確保がとりわけ障害のある人には大事なのに、被災時にはそれがなく、たとえば着替えやトイレ、寝床など確保しづらかったという。

地震の影響で認知症が進んだ人もいたという。Oさんは、地震もそうだが、先の見えない不安に、誰もがショックを受けたという。

8) 芋川集落に学ぶこと

当集落では、小さな集落であるがゆえに一致団結して、皆が犠牲を強いられながらも助け合うという自助が強く発揮された。それを遂行するために、男性は村の方針決めに日々集会を開いては村民の同意を得るために奔走し、役所と交渉した。女性は朝昼晩と自身の時間を全て割いて食事作りに活躍した。

この団結の姿勢によって犠牲にしていたものもあると区長のOさんは言う。個々人の不平不満などそれぞれの心情は集団の取り決めのなかでは不問にされるため、それへの対応は家族単位で考えるのが大事だという。辛抱強い気質でまとまっているだけに、不満を出すことで取り決めや集落の雰囲気、関係性が壊れることをみな配慮し、当時口には出さなかった。とくに女性はそうだったとOさんは想像する。男性たちは、一日一杯だけの飲酒を求める男性の意見を採用し、①大声を出さない、②一晩一升まで、③ご飯が来たら終わり、として疲れを労い合ったというが、女性たちは直接取り決めに参加せず、裏方にまわっていたからだというのが、Oさんの考えであった。このような性役割の不均衡の解消も含めたバランス作りに気を配りつつ、今後の課題としていた集落の姿勢があった。

4. ユニバーサルデザイン、合理的配慮の概念と先行例に関する研究

研究分担者 八巻 知香子 国立がんセンターがん対策情報センター 研究員

研究協力者 望月 美栄子 東京大学大学院医学系研究科

災害などの緊急避難時に限られた人数の職員で全住民の安全を確保するためには、高齢者や障害をもつ人々が、障害をもたない人々と同様に安全な避難ができるよう、ユニバーサルデザインにより、可能な限り全ての人が避難所や災害情報にアクセスできるようにする必要があります。同時に、現段階ではユニバーサルアクセスを保障できていないシステムで対応しなくてはならない場合や、ユニバーサルデザインで満たすことが現実的ではない希少なニーズに対応する場合は、合理的配慮の提供によりそのニーズを満たすのが有効である。

そこで、両概念を取り入れた防災計画を検討するための基礎資料を得るために、アメリカの文献及びホームページをレビューし、両概念の検討を行い、さらに教育・住宅・雇用の3領域における先行例の整理を行った。

その結果、ユニバーサルデザインは、a「物理的空間のユニバーサルデザイン」b「情報技術のユニバーサルデザイン」c「システムのユニバーサルデザイン」d「その他のユニバーサルデザイン」の4種に分類することが可能であった。また、これらのユニバーサルデザインでは十分に解決できない事態に対して、合理的配慮が提供されており、ユニバーサルデザインと合理的配慮は、補完関係にあることが明らかになった。

ここで得られた両概念の枠組みを防災対策に適用し、考えていくことが有効であると考えられた。

A. 研究目的

災害などの緊急避難時に限られた人数の職員で全住民の安全を確保するためには、高齢者や障害をもつ人々が、障害をもたない人々と同様に安全な避難ができるよう、ユニバーサルデザインにより、可能な限り全ての人が避難所や災害情報にアクセスできるようにする必要があります。今後、新たに建てられる施設、作られるシステムをユニバーサルデザイン化していくことで、徐々にそうした方向へ進めていくことが必要である。しかし、これは長期的計画を必要とするものであり、既存の資源で個々のニーズをもつ人々へ対応するには、個別の対応が必要になる。この個別の対応を権利として保障するのが合理的配慮である。

つまり、全ての人の安全な避難を実現するためには、防災計画にユニバーサルデザインを取り込むと共に、避難時に適切な配慮が提供されるようにすることが必要不可欠である。

そこで、今後の日本の防災計画において、この2つを取り込むことができるよう、ユニバーサルデザイン、合理的配慮の概念についてレビューし、実際の社会生活の中でこの2つの概念がどのように実現されているのか、アメリカ合衆国の先行例を整理し、それらの概略をまとめることにより、今後の防災マニュアル作成と提供に向けた基礎資料にすることを目的とした。

B. 研究方法

1. 概念整理

調査方法は、まず1990年以降の英文学術論文をWeb of Scienceで検索した。入力したキーワードは、universal design、reasonable accommodationである。その際、アメリカ国内の論文、言語として英語、さらにフルテキスト入手可のものに限定をかけた。

これらの英文学術論文の中から、それぞれの用語の概念や定義について論じているものをアブストラクトを読み、選別した。

2. 先行例の整理

先に行った概念整理の結果、ユニバーサルデザイン、合理的配慮の両概念がアメリカ国内で浸透している領域として、今回の先行例として整理するのに、教育（高等教育）、住宅、雇用の3領域が適切と考えられた。

そこで、インターネット上検索エンジン「google」で、次のキーワードを入力し、検索した。教育におけるユニバーサルデザインは、universal design & university、教育における合理的配慮は reasonable accommodation & university & service & for student。住宅におけるユニバーサルデザインは universal design & housing、合理的配慮は reasonable accommodation & housingである。これらの検索結果のうち、合理的配慮については、教育では各大学の障害学生サービスのページで、実際に各大学が例示している合理的配慮を、住宅では住宅供給機関で紹介している合理的配慮の例及び合衆国司法省市民権課HPで例示しているものをまとめた。

ユニバーサルデザインについては、それぞれの領域のユニバーサルデザインについて広く紹介しているものを整理した。

雇用におけるユニバーサルデザインは、

employment universal designのキーワードで検索、合理的配慮についてもgoogleで検索を行ったが、最終的には先の概念整理に用いた論文で紹介されている例をまとめた。

（倫理面への配慮）倫理面への配慮については、文献・ホームページを二次資料として用いた調査であるため、倫理審査の規定に該当しないと判断した。

C. 研究結果

1. 概念整理

1) ユニバーサルデザイン

ユニバーサルデザインは日本でもすでに何年も前から、障害者や高齢者の社会参加を促進する上で重要な概念であるという認識は広まっている。

「ユニバーサル＝普遍的な、全体の」という言葉が示しているように、「すべての人のためのデザイン」を意味し、障害の有無、年齢に関わらず子どもから高齢者まで、できるだけ多くの人々が利用可能であるようにデザインすることをいう。

この言葉や考え方は、1980年代にノースカロライナ州立大学（米）のロナルド・メイスによって提唱された7つの原則が有名である。

原則1：誰にでも公平に利用できること…誰にでも利用できるように作られており、かつ、容易に入手できること

原則2：使う上で自由度が高いこと…使う人のさまざまな好みや能力に合うように作られていること

原則3：使い方が簡単ですぐわかること…使う人の経験や知識、言語能力、集中力に関係なく、使い方がわかりやすく作られていること

原則4：必要な情報がすぐに理解できること…使用状況や、使う人の視覚、聴覚などの感覚能力に関係

原則5：うっかりミスや危険につながらないデザインであること…ついうっかりしたり、意図しない行動が、危険や思わぬ結果につながらないように作られていること
原則6：無理な姿勢をとることなく、少ない力でも楽に使用できること…効率よく、気持ちよく、疲れないで使えるようにすること

原則7：アクセスしやすいスペースと大きさを確保すること…どんな体格や、姿勢、移動能力の人にも、アクセスしやすく、操作がしやすいスペースや大きさにすること

このような原則が当てはまるデザインは確かに理想的であり、個別の対応に必要なエクストラコストもかからず、経済的にも有用である。しかし、現実には、利用者の事情は様々であり、全ての人が使いやすいデザインというのは難しい。そこで、デザインの開発過程で、その利用者はもちろん、将来的に利用する可能性のある潜在的利用者の参加により、多くの人の意見を取り入れていくことで、できるだけ多くの人にとって利用しやすいデザインを開発することは可能であり、そのような開発をすること自体が重要なことであるし、実際こうしたことは様々な領域で行われている。

しかしそれでも、ある人にとっては利用しやすいデザインが他の人にとってはかえって利用しにくいということも現実には起こりうる。例えば、視覚障害をもつ人が歩道を歩くためには、点字ブロックは重要なものであるが、車いす利用者にとっては、歩道はなるべく平らなほうが望ましく、点字ブロックはできるだけ避けて通りたいものである。また、現段階ではユニバーサルデザインに対応していない既存のシステムを利用しなければならないことも多々ある。

このような事態に対しては、個別の対応が必要となる。その個別の対応が、「合理的配慮」として保障される権利である。

2) 合理的配慮

心身に障害のある人が、ない人と同様の機会を得るためには、ユニバーサルデザインとともに、合理的配慮が不可欠である。

合理的配慮は、あらゆる障害者に障害のない人と同じように機会の均等と平等を保障するためのものであり、これまでのような障害者への偏見やステレオタイプの除去というような理念的概念であるだけでなく、実際の社会生活において、障害者の社会参加(Social Inclusion)を可能にするために、あるいは障害のない人と同等の機会を得ることができるようにするために、配慮や便宜を権利として得ることを保障する、手段を伴う概念である。

(1) アメリカ合衆国の合理的配慮

合理的配慮の歴史は、アメリカの1960年公民権法にさかのぼるが、障害者に対して適用されるようになったのは、1973年のリハビリテーション法改正からである。この法は、アメリカ連邦政府機関によって行われるプログラムや財政援助を受けているプログラム、連邦政府の契約による雇用において、障害に基づいた差別を禁止する法律である。リハビリテーション法は、障害者への差別を禁じた最初の法律であり、合理的配慮の概念を示す重要な法律であるが、連邦政府機関に関連するプログラムや雇用にしか適用されない。

合理的配慮概念が公的・私的機関に関わらず、広く障害者が利用する場において適用されるようになったのが、1990年の障害をもつアメリカ人法(The Americans with Disabilities Act、以下ADA)である。

ADA第一章は、雇用について規定している章であるが、そこでは雇用者の「合理的配慮」提供の義務が次のように記されている。「適格障害者」すなわち「合理的配慮があれば、あるいはなくても、現有のまたは希望する職務に伴う本質的な機能を遂行で

きる障害者」(第101条(8))に対し、雇用者が「合理的配慮」を行わないことは差別にあたる、とするものである。

雇用における合理的配慮は、「施設を障害者に利用しやすくする、仕事の再編成、パートタイムまたは勤務スケジュールの調整、空席への採用、危機または装置の取得または改変、試験・訓練教材・方針の適切な調整または改変、資格のある朗読者または通訳者の提供及びその他同様の障害者のための配慮。」(第101条(9))と列挙されている。

この合理的配慮は、提供者(雇用者)、障害ある労働者双方の権利と義務の関係で成り立っている。障害ある労働者は、合理的配慮を受ける権利を有するが、自らが合理的配慮を受ける対象であることを証明する義務がある。すなわち、ADAで「定義される障害」を有すること、職務に伴う本質的な機能(essential function)を遂行する能力があることを証明しなければならないということである。「定義される障害」とは、「主たる生活活動の一ないしそれ以上を実質的に制限する進退あるいは精神障害」「前述の障害の過去の記録」「そのような障害を持つとみなされること」(ADA第三項(二))であり、これは障害の社会モデルに基づく定義となっている。こうして障害ある労働者が、合理的配慮の必要を提示し、要求した場合、雇用者はそれに対して提供の義務を負う。しかし、提供者に過重な負担が課される場合は、その義務が免除される。必要な配慮を提供することによって、提供者側に過重な負担がかかる場合、雇用主は合理的配慮提供の義務を免れるが、そのためには、負担が過重であることを雇用者自ら証明しなければならない。しかし、どの程度の負担を「過重な」負担とみなすかについては、明確な基準はADAでは設定されておらず、雇用機会均等委員会(Equal

Employment Opportunity Commission = EEOC)の解釈ガイダンスや判例に基づきながら、様々な議論がなされているところである。しかし、いずれの議論でも最終的には、個々のケースにより判断せざるを得ないという結論となっている。実際、アメリカでは合理的配慮の提供義務をめぐる雇用者・労働者の訴訟が頻繁に起きているが、これらの訴訟ではこの点が争点になるものが多いのである。

ADAの第一章で明示されているのは、雇用における合理的配慮であるが、2、3、4章ではそれぞれ、交通、建築物、情報といった公共空間における障害者の権利とサービス提供者の義務を謳っており、明示こそされていないが、その基本的な考え方は合理的配慮概念と共通するものである。

(2) 世界の動き

世界では、2006年に「障害ある人の権利に関する条約(障害者の権利条約)」が採択され、その中で合理的配慮を行わないことは差別であることが明文化され、合理的配慮については、「合理的配慮とは、障害のある人が他の者との平等を基礎としてすべての人権及び基本的自由を共有してまたは行使することを確保するための必要かつ適切な変更及び調整であって、特定の場合に必要なとされるものであり、かつ、不釣り合いなまたは過重な負担を課さないものをいう」とある。

この条約に106カ国(2007年現在)が署名している。条約署名に前後して、合理的配慮が法制化されている国々も少なくないが(オーストラリア、カナダ、アイルランド、南アフリカ、イギリス、スペイン、フランス、ドイツ、韓国など)、その歴史は浅く、意義、内容などの定式化が課題となっている。導入されて久しいアメリカ合衆国以外の国では議論の蓄積が少ないため、アメリカ合衆国の議論を参考にせざるを得な

い状況である。

(3) 日本における動き

日本においては、障害者基本法 2004 年改正で、「何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。」(3条)と差別の禁止を規定し、さらに、雇用、教育、住宅、情報などの社会生活における様々な側面について、国及び地方公共団体が障害者に配慮しなければならないとしているが、罰則がなく、理念法にとどまっている。

「合理的配慮」提供の義務を定めるための法律は存在せず、現段階では国民になじみの薄いものである。しかし、2007年9月に日本が障害者の権利条約に署名したことを踏まえ、その締結にむけて国内法整備の必要から、我が国における労働分野の「合理的配慮」のあり方について厚生労働省審議会(「労働・雇用分野における障害者権利条約への対応の在り方に関する研究会」(第一回 2008年4月2日))における議論が始まったところである。

しかし、法制化以外にも日本において、この概念が浸透するためには、乗り越えなければならない課題がある。すなわち、価値観の違いである。合理的配慮を規定する ADA は、アメリカの伝統的な価値観「機会の平等」に基づいている。「合理的配慮」により様々な社会参加の機会を得られることを保障すれば、それを生かせるかどうかは、障害者個々人の責任であるという考え方である。わが国では伝統的に「結果の平等」が重視されているが、「機会平等」は即「結果の平等」つながらない。このような基本的な価値観の違いからして日本に根付いていくには時間がかかると考えられるが、国際的な動きに合わせて、日本においても「合理的配慮」や障害者権利の考え方を広めていくことが必要な時期にきている。

2. アメリカ合衆国におけるユニバーサルデザイン、合理的配慮の先行例

1) 高等教育におけるユニバーサルデザイン、合理的配慮

(1) ユニバーサルデザイン

教育におけるユニバーサルデザインは、利用する学生の平均的な特徴に合わせて作成するのではなく、様々な特徴・能力をもつ潜在的な利用者に合わせて作成するものであり、ユニバーサルデザインの原則を、遠隔授業コース、ソフトウェア、マルチメディア、図書館、コンピューターラボ、職業指導センター、相談オフィス、個別指導センター、会議等を含む学校施設・システムに適用するものである。

ワシントン大学 HP では、高等教育におけるユニバーサルデザインが4つに分類され、具体例と共に紹介されている。

a. 物理的空間のユニバーサルデザイン

○障害がある人もない人も同じ移動ルート、入り口を利用できるようにする

○教室の家具は、様々な背の高さの人全てに利用できるようにする

○車いす/歩行器利用者も、荷物を持っている人にも、ベビーカーを押している人にも歩行能力が衰えている高齢者にも便利のように、ドアに自動センサーを取り付ける

b. 情報技術のユニバーサルデザイン

コンピューター機器、ソフトを以下の面であらゆる人に利用できるようにする

○出力 (音声出力、視覚的出力を十分クリアに)

○入力 (キーボードその他の機器を使って利用できる人を最大限にする)

○操作

○文書化

○安全性

c. 学習のユニバーサルデザイン

様々な能力、学習スタイルと嗜好をもつ

学生たちのニーズを満たすようにカリキュラムを作成する必要がある。また、授業の構成そのものを、学生たちに理解しやすいよう明確にしなければならないし、学生たちが多様な方法で知識や情報を習得できるよう、多様な表現で教授することなども求められる。

d. 学生サービスのユニバーサルデザイン

コンピューターラボ、図書館、入場、登録、財政援助、相談サービス、職業サービス、学生宿舎、個別学習支援、学生組織を含む全てのサービスが、アクセシブルであるよう、ユニバーサルデザインの原則が適用される。

(2) 合理的配慮

高等教育における合理的配慮とは、障害をもつ学生が、もたない学生と同等のアクセスができるようにするためのコース、プログラム、サービス、活動の修正や調整である。同等のアクセスとは、障害のない学生と同程度のことができ、同じように利益や特権を享受できる機会をさす。

また、モンタナ大学障害学生サービス部コーディネーターの渡部テイラー美香は、合理的配慮とは、「大学で提供される履修内容、授業、基準評価、活動などの本質的なものを変えないで、障害学生が、障害を持たない学生と同等に教育に参加できるための配慮、または措置であり、障害のある学生に対して合理的配慮を高等教育機関が行わないとなると、その対応は同等な教育へのアクセスを提供しない、よって障害を理由として差別をしているということになり、違法になる。」と言っている。さらに、合理的配慮を「サポート」「支援」というより「当然の権利」としている。

モンタナ大学で実際に行われている合理的配慮には、以下のようなものがある。

a. 試験の配慮(Testing Accommodation)

- ・試験時間の延長、

- ・印刷された文章を読み理解が困難な場合に朗読者、電子化して利用、
- ・文章を書くことが困難な場合に、コンピューターを使う、筆記者の利用を認める、
- ・集中に困難、心理的症状がでる恐れがある場合は個室利用

b. ノートテイカー

- ・授業中にノートをとることが困難な場合、同じクラス受講学生からコピーをもらう→ノート無料コピー、カーボンノート提供、ノートテイカーに報酬が支払われる
- ・講義録音

c. 優先授業登録(Priority Registration)

通常の授業登録期間に先立って、登録することができる（自分の体調や症状にあわせたスケジュールで登録できる）

d. Alternative Format

- ・教科書、授業に必要な補足資料を、電子化、拡大文字化、または人を利用しての朗読、書かれた内容または情報を別のフォーマットに換える
- ・対面朗読の場合は、バイト学生を雇用する。費用は障害学生サービスが負担

e. その他の配慮

- ・必須科目授業を他の授業で補う

その他にも、大学紹介のHPにおいて、合理的配慮について触れている大学は多数あった。その中で、上記のモンタナ大学では例示されていなかったものを挙げると、

- ・授業録音（録音機の貸し出し）
- ・コンピューター利用
- ・学内通知の発行とフォローアップ（Student development office から自分の障害について説明した通知を発行される。その通知を教授に渡す）
- ・授業・試験中に辞書を使える

- ・代替授業（単位取得、授業内容の本質を変えない限り）
 - ・カウンセリング
 - ・チューター
 - ・通訳
 - ・建物のアクセシビリティ、障害者優先駐車場
 - ・優先的に席を選択できる
- （以上、ロジャー州立大学 Student disability service より）
- ・聞き取り補助具、朗読者、筆記者、通訳者の利用
 - ・写真やビデオ資料のキャプション
- （以上、ノースウェスタン大学 Services for students with disabilities より）

これら以外にも、具体例こそ載せていないが、合理的配慮について触れ、その対象者や手続きについての説明をしている大学HPが多数あった。（ペース大学、ペパーダイン大学、イリノイ大学、ワシントン大学、バッファロー大学、ニューヨーク市立大学、インディアナポリス大学、等）

これらのHPでは、提供される合理的配慮について紹介すると同時に、大学からは提供されない配慮についても触れている。提供されない場合というのは主に次の3点である。第一に、合理的配慮とはあくまで大学で提供される履修内容、授業、基準評価、活動などの本質的なものを変えないで、障害学生が、障害を持たない学生と同等に教育に参加できるための配慮、または措置である。従って、履修内容、授業、活動の「本質的な」ものを変えてしまう場合

(Fundamental Alternation)は、合理的とは見なされず、提供されない。例えば、質問の数や内容を変更した試験を障害学生に与えるのは、評価の基準を変える、つまり本質的なものを変えることになるので、不合理と判断される。第二に、提供することで

学校側にはなはだしい困難や出費 (Undue Hardship) を必要とするものも学校側に提供の義務はない。

第三に、障害の診断、車いす、補聴器、食事やトイレの介護、チューターサービス、心理カウンセリングなどは障害をもつ学生が大学へ出席する・しないに関わらず必要なものであり、障害による機能制限と学校プログラムへのアクセスとの関連が確認できないものは個人的なサービス (Personal Services) として、教育機関に提供の義務はない。

2) 住宅におけるユニバーサルデザイン、

(1) ユニバーサルデザイン

American Association of Retired Persons (AARP 高齢者問題に取り組む大規模 NPO) が、住宅の主なユニバーサルデザインの特徴を紹介している。そこでは、

- ・ 入り口に段差がない
- ・ 生活に必要な部屋 (食事、トイレ、寝室) が同じ階にある
- ・ 広いドア。車いすが通れるように 32-36 インチ (81-91 センチ) が必要
- ・ 広い廊下。36-42 インチ (91-106 センチ)
- ・ 十分な広さ。余分な空間。窮屈に感じないように。車いすの人が動きやすいように

といったものがある。

(2) 合理的配慮

住宅供給機関のHPでは、その機関が提供している合理的配慮の具体例が紹介されている。

ロサンゼルス州認定の公的住宅供給機関のHPによると、

- ・ オフィスに来られない人のために、その人のところを事務員が訪問する
- ・ 障害者に利用可能な物件リストを提供する

- ・物件探しに特別支援をしたり、支援してくれる機関委託をする
- ・予約の再設定
- ・医療器具や看護/介護人の同居を認める
- ・住宅選択保証金の有効期間を長くする
- ・家賃を例外的に下げる。

また、ワシントンの公的不動産機関のHPでは、

- ・アパートの構造の変更・修理
- ・住宅開発での変更と修理
- ・ルールや手続きの変更

さらに、ボストンの機関では、

- ・公営住宅においては、車いす利用者のために柵の高さを低くする
- ・移動に困難がある人のために、風呂場に手すりをつける
- ・聴覚障害の人のために火災報知器に光をつける
- ・精神障害のある人のために第三者に家賃の支払いを代行してもらうことを認める

というようなものが、紹介されている。

その他、住宅供給機関が紹介しているものではないが、司法省の市民権課のHPにも以下のような例が紹介されている。

- ・移動に困難がある借主に、玄関近くの駐車場を確保する。
- ・事務所に家賃を払いに行くのが通常だが、精神障害のため家から出られない借主に、知人に頼んで家賃を郵送することを認める。
- ・ペット禁止の物件で、介助犬の利用を認める

以上のような例が挙げられていたが、必要な合理的配慮は、借主・貸主の状況によりケースバイケースである。従って、「配慮が可能で適切かどうかを決定するためには、貸主と借主の相互の話し合いプロセスが不可欠」とされている。

3) 雇用環境におけるユニバーサルデザイン

ン、合理的配慮

(1)ユニバーサルデザイン

雇用環境においては、議論が既に合理的配慮に向かっているものが多く、ユニバーサルデザインで解決されるものについて改めて論じているものは少なかった。しかし、実際には教育におけるユニバーサルデザインと同様のものが想定される。

(2) 合理的配慮

雇用は、アメリカ合衆国で最も合理的配慮概念が浸透し、頻繁に議論される領域である。ADAの条文でも「合理的配慮」が規定されているのは、雇用の章においてである。

そのADAでは、合理的配慮の定義は置かれていないものの、その例が列挙されている。それによると、

「『合理的配慮』という用語は以下のものを含む」とし、「(A) 従業員が使用する既存の施設を障害者が容易に利用でき、かつ使用できるようにすること。(B) 職務の再編成、パートタイム化または勤務スケジュールの変更、空席の職位への配置転換、機器や装置の入手・変更、試験・訓練教材・方針の適切な調整・変更、資格をもつ朗読者または通訳の提供、および障害者への他の類似の配慮。」 (§ 101(9)) がある。

また、一連の雇用差別禁止法について各種のガイドラインを作成するEEOCが、ADAの内容についても様々なガイドラインを作成している。それによると、

【施設・情報へのアクセシビリティ】

【職務の再編成】

【勤務地の変更】

【労働時間の変更・休暇の付与】

【空席の職位への配置転換】

【試験・訓練教材の調整・変更】

【援助者・介助者の配置】

などが配慮として挙げられている。

しかし、職場で必要となる範囲を超えて、

「個人的な」ベネフィット（具体的には車いす、めがね、義足など）を提供する必要はない。これは、高等教育で個人的サービスは合理的配慮として提供されることがないのと同様である。

D. 考察

1. ユニバーサルデザインと合理的配慮の補完関係

ユニバーサルデザインと合理的配慮の概念をアメリカの事情を中心に、その先行例をアメリカの事例に関して見てきた。特に合理的配慮概念に関しては、アメリカは先進国であって、実際の社会生活の中で合理的配慮がどのように提供されているのかを見ていくことは、合理的配慮の考え方を理解するのに有用である。

障害をもつ人々が、もたない人々と同等の機会を得るためには、ユニバーサルデザインは有効である。健康な人にとっても使いやすいデザインという意味では、多くの人がその恩恵を受けることができ、また、特別に対応する必要がないため、余分なコストもかからず、経済的にも有効である。

しかし、その一方で、あまりに希少なニーズはユニバーサルデザインで対応できないという限界がある。また、現段階ではユニバーサルデザインに対応していない既存のシステムを利用しなければならないという場合も、現実には多々ある。そこで、合理的配慮という概念が重要になってくるのである。

ユニバーサルデザインでは満たされないニーズを、個々のケースで検討し、合理的配慮により保障する。つまり、ユニバーサルデザインと合理的配慮による複合的なアプローチが不可欠であり、その意味では、全ての人の平等な機会を保障するにあたって、両者は補完関係にあるといえるであろう。

2. ユニバーサルデザイン4分類

ワシントン大学が紹介している教育におけるユニバーサルデザイン4分類は、高等教育におけるユニバーサルデザインに特化したものであるが、他の領域にも適用できる普遍的な分類と考えることができるであろう。

すなわち、a「物理的空間のユニバーサルデザイン」、b「情報技術のユニバーサルデザイン」はそのままあらゆる領域について当てはまるものである。c「学習のユニバーサルデザイン」は、高等教育の重要な部分である学習や授業の構造を誰にでも分かりやすく、明確にすることを指していると考えられ、これを一般化すると、「システムのユニバーサルデザイン」と考えることができるであろう。授業を受けるための様々な事務手続きを障害をもつ学生にも、容易な方法で行えるようにする、というような諸々の手続きに関することもこの分類に入れることができるであろう。d「学生サービスのユニバーサルデザイン」は、a、b、c以外の付加的な部分や、a、b、cをも含む横断的な次元でのユニバーサルデザインと考えられる。ここでは、dは「その他のユニバーサルデザイン」とする。

この分類を念頭に、住宅におけるユニバーサルデザインを見てみると、本研究の結果挙げられた例は全て、ユニバーサルデザイン4分類のうちの「物理的空間のユニバーサルデザイン」である。これは、家というハードを提供するものであるため、物理的な点が重視されるのは当然と考えられるが、潜在的・理論的には他の分類に当てはまるものも想定される。

例えば、b「情報技術のユニバーサルデザイン」では、居住ルールやその他生活に必要な情報の多様な提示方法に関すること、c「システムのユニバーサルデザイン」では、